

審査意見への対応を記載した書類（6月）

（目次）スポーツ科学研究科 スポーツ科学専攻（M）

1. (1) 「設置の趣旨等を記載した書類（本文）」 p 6の「ウ. 地域におけるスポーツによる地域創生の重要性」及びp 8の「(1) 養成する人材像」において、「スポーツ活動を地域に展開できる人材確保」や「スポーツによる地方創生・まちづくりに関わる専門スタッフ」の必要性を掲げている。しかしながら、ディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーでは、地域に関する内容が示されていないように見受けられるため、設置の趣旨・必要性や養成する人材像と整合性を図るように修正すること。（是正事項）・・・4

1. (2) 同書類 p 5の「(2) スポーツ科学研究科設置の必要性」において、「スポーツについてより深い知識と技能を持って次世代を担う生徒に教育することのできる中学校や高等学校の保健体育科教員が求められているのであり、その点からも、中学校及び高等学校専修免許を取得できる本研究科を設置する意義は大きい」と説明している。一方で、保健体育科教員を養成するにも関わらず、体育あるいはスポーツに関わる心理学に関する授業科目がないように見受けられることから、研究科を設置する必要性と教育課程の整合性について判然としない。このため、ディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーに対応した授業科目の配置になっているか判断できないため、必要な授業科目が設けられていることを説明するか、必要に応じて適切に改めること。（是正事項）・・・8

2. 「設置の趣旨等を記載した書類（本文）」 p 11の「③研究科、専攻等の名称及び学位の名称」について、「修士(スポーツ科学)」の英訳が「Master of Science (Sport Science)」とあるが、例えば「Master of Sport Science」などが一般的であると考えられることから、適切な学位の英語表記となるように改めることが望ましい。（改善事項）・・・13

3. 「基本計画書」 p 5の「卒業・修了要件及び履修方法」では、「合計30単位が修了要件」とあるが、「設置の趣旨等を記載した書類（本文）」 p 8の「学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）」では「30単位以上の単位を修得し、修士論文または特定課題研究を提出して最終試験に合格」とあり、同書類 p 19の「3. 修了要件」では「30単位以

上の修得」及び「修士論文または特定課題研究の作成及び最終試験（口頭試問）への合格」とあることから、書類間の整合性を図るように修正すること。（是正事項）・・・14

4. 「設置の趣旨等を記載した書類（資料）」p12の「【資料6】環太平洋大学学位規程（案）」において、学士と修士の学位に関する規定が混在しているため、例えば学士と修士を別建てで規定するなど、適切な規定となるように修正すること。また、同規程（案）の第4条及び第5条の規定について、例えば第5条第2項に「前条第2項の規定により」とあるが、第4条に第2項はないなどの誤記があることから、適切に修正すること。（是正事項）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・15

5. 「設置の趣旨等を記載した書類（資料）」p12の「【資料6】環太平洋大学学位規程（案）」において、修士の学位論文については学位論文審査及び最終試験の方法に関する規定はあるものの、特定研究課題に関する規定は見受けられないことから、特定研究課題の場合の学位授与に関する規定が明確になるように、適切に改めることが望ましい。（改善事項）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・17

6. 「設置の趣旨等を記載した書類（本文）」p17の「⑤教育方法、履修指導、研究指導の方法及び修了要件」及び「設置の趣旨等を記載した書類（資料）」p6の「【資料3】修士課程研究指導スケジュール」について、学生の研究テーマの設定方法、特定研究課題のグループの設定方法が不明確なので、研究指導の体制及び方法が明確になるように、具体的に説明すること。（改善事項）・・・・・・・・・・・・・・・・・・19

7. 「設置の趣旨等を記載した書類（本文）」p26の「2. 出願資格」について、「6）本大学院において、個別の入学資格審査により」とあるが、この審査を想定している者及び審査方法が明確になるように、具体的に説明すること。（改善事項）・・・・・・・・24

8. 「基本計画書」p1の「専任教員」、「教員の氏名等」並びに「設置の趣旨等を記載した書類（本文）」p16の「（5）演習科目」及びp28の「1. 教員配置と研究指導体制」において、スポーツ科学研究科スポーツ科学専攻の研究指導教員を6人配置する計画となっているが、大学院設置基準第9条に定める研究指導教員数（4人）及び研究指導補助教員数（4人）を満たしていないため、適切に配置するとともに、関連する申請書類を修正すること。（是正事項）・・・・・・・・・・・・・・・・・・25

9. 「教員個人調書」の「教員就任承諾書」について、「修士論文」及び「特定課題研究」の授業科目が記載されている教員が複数名見受けられるが、「基本計画書」p 5の「教育課程等の概要」、同書類p 13の「授業科目の概要」及び「教員の氏名等」には、これらの授業科目の記載がなく、書類間で不整合があるため、適切に修正すること。(是正事項) 28
10. 専任教員の年齢構成が著しく高齢に偏っていることから、教育研究の継続性の観点から、若手教員の採用計画など教育研究実施組織の将来構想を明確にするとともに、教員配置の適正化を図ること。(是正事項) 29
11. 「設置の趣旨等を記載した書類(本文)」p 28の「4. 社会人への配慮」について、本専攻では社会人の受け入れを想定しているが、例えば長期履修制度や大学院設置基準第14条による教育方法の実施は行わないように見受けられるため、社会人に対する教育研究を行う上での配慮が明確になるように、具体的に説明すること。(改善事項)・31
12. 「設置の趣旨等を記載した書類(本文)」p 31の「2. サポートする技術職員やURAの配置状況とその役割」について、「大学院開設後は. . . (中略) . . . 研究者の研究活動の活性化や研究開発マネジメントの強化を支える業務に従事する人材の採用を検討する」とあるが、大学院の研究を支える体制が不明確であるので、明確になるように、具体的に説明すること。(改善事項) 33
13. 「学生の確保の見通し等を記載した書類(本文)」p 15の「④学生確保に関するアンケート調査」及び「学生の確保の見通し等を記載した書類(資料)」p 4の「(資料3) 環太平洋大学大学院「スポーツ科学研究科(仮称)」設置構想についてのニーズ調査報告書」について、クロス集計の結果24人(在学性6人、教職員6人、瀬戸内地域在住者12人)が令和7(2025)年度に入学意向がある旨の記載があるものの、例えば教職員及び瀬戸内地域在住者については令和7年度の入学を希望している結果を示しているのか判然としないことから、学生確保の見通しについて明確に説明するとともに、適切に修正すること。(是正事項) 35
14. 6月6日のWEB相談において、基本計画書の計画の区分は「研究科の設置」ではなく「大学院の設置」がふさわしいと指摘。 37

(是正事項) スポーツ科学研究科 スポーツ科学専攻 (M)

1. (1) 「設置の趣旨等を記載した書類 (本文)」 p 6 の「ウ. 地域におけるスポーツによる地域創生の重要性」及び p 8 の「(1) 養成する人材像」において、「スポーツ活動を地域に展開できる人材確保」や「スポーツによる地方創生・まちづくりに関わる専門スタッフ」の必要性を掲げている。しかしながら、ディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーでは、地域に関する内容が示されていないように見受けられるため、設置の趣旨・必要性や養成する人材像と整合性を図るように修正すること。

(対応)

当初は、「(1) 養成する人材像」においては、地域スポーツに関わる人材について記載していたが、ディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーでは、地域に関する内容が記載されていなかった。

そこで、審査意見 1. (1) を踏まえ検討した結果、地域スポーツ研究を専門領域として研究・教育業績を有する専任教員を新たに配置し、新たに「地域スポーツ特論」の授業科目を設ける。これに応じて、「設置の趣旨等を記載した書類 (本文)」のディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーを修正し、地域に関する内容を加筆する。あわせて、時間割も修正する。

(新旧対照表) 設置の趣旨等を記載した書類 (本文) (9 ページ)

新	旧
DP2 地域や社会におけるスポーツの諸課題に対して、スポーツ科学に立脚した論理的思考により分析し、その解決法を的確に見出すことのできる能力と発信力を修得していること。	DP2 社会におけるスポーツの諸課題に対して、スポーツ科学に立脚した論理的思考により分析し、その解決法を的確に見出すことのできる能力と発信力を修得していること。
CP3 スポーツ文化、地域スポーツ、スポーツ心理、スポーツ教育やスポーツ倫理などのスポーツ科学の文化・教育的側面を学ぶことで、高度専門的職業人としての高い倫理観、責任感およびリーダーシップを修得する。	CP3 スポーツ文化、スポーツ教育やスポーツ倫理などのスポーツ科学の文化・教育的側面を学ぶことで、高度専門的職業人としての高い倫理観、責任感およびリーダーシップを修得する。

(新旧対照表) 設置の趣旨等を記載した書類 (本文) (12ページ)

新	旧
<p>前略</p> <p>上記のこれらの内容は、本研究科の教育課程で示されている授業科目に近いものである。本研究科では、スポーツ文化・教育領域として、「スポーツ文化特論」「スポーツ史特論」「スポーツ倫理学特論」「スポーツ教育学特論」「スポーツ運動学特論」「地域スポーツ特論」「スポーツ心理学特論」の7科目が設定される。</p>	<p>前略</p> <p>上記のこれらの内容は、本研究科の教育課程で示されている授業科目に近いものである。本研究科では、スポーツ文化・教育領域として、「スポーツ文化特論」「スポーツ史特論」「スポーツ倫理学特論」「スポーツ教育学特論」「スポーツ運動学特論」の5科目が設定される。</p> <p>後略</p>

(新旧対照表) 設置の趣旨等を記載した書類 (本文) (13ページ)

新	旧
<p>CP3 スポーツ文化、地域スポーツ、スポーツ心理、スポーツ教育やスポーツ倫理などのスポーツ科学の文化・教育的側面を学ぶことで、高度専門的職業人としての高い倫理観、責任感およびリーダーシップを修得する。</p>	<p>CP3 スポーツ文化、スポーツ教育やスポーツ倫理などのスポーツ科学の文化・教育的側面を学ぶことで、高度専門的職業人としての高い倫理観、責任感およびリーダーシップを修得する。</p>

(新旧対照表) 設置の趣旨等を記載した書類 (本文) (15ページ)

新	旧
<p>(4)領域設定科目</p> <p>スポーツの文化、価値について高度な認識を身に付ける「スポーツ文化・教育領域」には、「スポーツ文化特論」「スポーツ史特論」「スポーツ倫理学特論」「スポーツ教育学特論」「スポーツ運動学特論」「地域スポーツ特論」「スポーツ心理学特論」の7科目が設定される(選択必修、各科目2単位で、8単位以上履修)。これらの科目によって、現代社会におけるスポーツの伝統文化のもつ意義、社会的・人間的価値、倫理的価値観の重要性、人間社会におけるスポーツ</p>	<p>(4)領域設定科目</p> <p>スポーツの文化、価値について高度な認識を身に付ける「スポーツ文化・教育領域」には、「スポーツ文化特論」「スポーツ史特論」「スポーツ倫理学特論」「スポーツ教育学特論」「スポーツ運動学特論」の5科目が設定される(選択必修、各科目2単位で、6単位以上履修)。これらの科目によって、現代社会におけるスポーツの伝統文化のもつ意義、社会的・人間的価値、倫理的価値観の重要性、人間社会におけるスポーツ教育の不可欠性、現場で</p>

教育の不可欠性、現場で効果を発揮する人間学的、現象学的立場に立つスポーツ運動学の認識についての理解を深め、現代社会において重要な機能であるスポーツの持つ力、魅力、効果に気づき、地域や社会に対してそれを自ら発信し、指導・実践できる力を修得する（CP3）。

効果を発揮する人間学的、現象学的立場に立つスポーツ運動学の認識についての理解を深め、現代社会において重要な機能であるスポーツの持つ力、魅力、効果に気づき、社会に対してそれを自ら発信し、指導・実践できる力を修得する（CP3）。

後略

(新旧対照表) 設置の趣旨等を記載した書類 (本文) (20ページ)

新							旧							
カリキュラムは次の表の通りとする。							カリキュラムは次の表の通りとする。							
領域名及び科目名	担当		単位	年次	履修		領域名及び科目名	担当		単位	年次	履修		
スポーツ科学研究コア							スポーツ科学研究コア							
スポーツ科学特論	真田・友添・浅井・佐野・西嶋・吉岡	必	2	1	4 単位		スポーツ科学特論	真田・友添・浅井・佐野・西嶋・吉岡	必	2	1	4 単位		
スポーツ科学研究方法論	真田・友添・浅井・佐野・西嶋・吉岡	必	2	1			スポーツ科学研究方法論	真田・友添・浅井・佐野・西嶋・吉岡	必	2	1			
スポーツ文化・教育領域							スポーツ文化・教育領域							
スポーツ文化特論	真田	選必	2	1・2	8 単位 以上		スポーツ文化特論	真田	選必	2	1・2	6 単位 以上		
スポーツ史特論	真田	選必	2	1・2			スポーツ史特論	真田	選必	2	1・2			
スポーツ倫理学特論	友添	選必	2	1・2			スポーツ倫理学特論	友添	選必	2	1・2			
スポーツ教育学特論	友添	選必	2	1・2			スポーツ教育学特論	友添	選必	2	1・2			
スポーツ運動学特論	佐野	選必	2	1・2			スポーツ運動学特論	佐野	選必	2	1・2			
地域スポーツ特論	柴山	選必	2	1・2										
スポーツ心理学特論	上野	選必	2	1・2										
スポーツ科学・実践応用領域							スポーツ科学・実践応用領域							
スポーツデータサイエンス特論	西嶋	選必	2	1・2	1 2 単位 以上		スポーツデータサイエンス特論	西嶋	選必	2	1・2	1 4 単位 以上		
スポーツバイオメカニクス特論	浅井・明石	選必	2	1・2			スポーツバイオメカニクス特論	浅井・明石	選必	2	1・2			
アダプテッドスポーツ学特論	宮本	選必	2	1・2			アダプテッドスポーツ学特論	宮本	選必	2	1・2			
身体活動情報分析学特論	西嶋	選必	2	1・2			身体活動情報分析学特論	西嶋	選必	2	1・2			
運動生理学特論	吉岡	選必	2	1・2			運動生理学特論	吉岡	選必	2	1・2			
コーチング学特論Ⅰ(個人種目)	佐野	選必	2	1・2			コーチング学特論Ⅰ(個人種目)	佐野	選必	2	1・2			
コーチング学特論Ⅱ(集団種目)	浅井	選必	2	1・2			コーチング学特論Ⅱ(集団種目)	浅井	選必	2	1・2			
コーチング学特論Ⅲ(走・跳・投)	品田・梶谷	選必	2	1・2			コーチング学特論Ⅲ(走・跳・投)	品田・梶谷	選必	2	1・2			
トレーニング学特論	吉岡	選必	2	1・2			トレーニング学特論	吉岡	選必	2	1・2			
スポーツ科学研究演習							スポーツ科学研究演習							
スポーツ科学研究演習Ⅰ	研究指導担当教員	必	2	1	6 単位		スポーツ科学研究演習Ⅰ	研究指導担当教員	必	2	1	6 単位		
スポーツ科学研究演習Ⅱ	研究指導担当教員	必	2	1			スポーツ科学研究演習Ⅱ	研究指導担当教員	必	2	1			
スポーツ科学研究演習Ⅲ	研究指導担当教員	必	2	2			スポーツ科学研究演習Ⅲ	研究指導担当教員	必	2	2			
修士論文	研究指導担当教員	選必					修士論文	研究指導担当教員	選必					
特定課題研究	研究指導担当教員					特定課題研究	研究指導担当教員							
スポーツ科学研究コア領域4単位、スポーツ科学研究演習6単位は必修。 スポーツ文化・教育領域から8単位以上、スポーツ科学・実践応用領域から12単位以上を選択する。 30単位以上の単位を修得し、修士論文または特定課題研究を提出して最終試験に合格することが修了要件。							スポーツ科学研究コア領域から4単位、スポーツ文化・教育領域から6単位以上、スポーツ科学・実践応用領域から14単位以上、スポーツ科学研究演習領域から6単位を必修とする。 修士論文または特定課題研究は修了要件であるが、単位は付与しない。 なお、入学前に他大学院において学修及び修得した単位を10単位まで本大学院で修得した単位として認定することができる（「@入学選抜の概要」を参照）。							

(新旧対照表) 設置の趣旨等を記載した書類 (本文) (26ページ)

新				旧						
中学校・高等学校教諭専修免許状 (保健体育) 対象授業科目				中学校・高等学校教諭専修免許状 (保健体育) 対象授業科目						
免許法施行規則に定める科目区分等		左記に対応する本学で定められた開設授業科目		免許法施行規則に定める科目区分等		左記に対応する本学で定められた開設授業科目				
科目	授業科目名	単位数		備考	科目	授業科目名	単位数			
		必修	選択				必修	選択		
教科及び 教科の指 導法に関 する科目	教科に関 する専門 的事項	スポーツ科学特論	2		教科及び 教科の指 導法に関 する科目	教科に関 する専門 的事項	スポーツ科学特論	2		
		スポーツ科学研究方法論	2				スポーツ科学研究方法論	2		
		スポーツ文化特論		2			スポーツ文化特論		2	
		スポーツ史特論		2			スポーツ史特論		2	
		スポーツ倫理学特論		2			スポーツ倫理学特論		2	
		スポーツ教育学特論		2			スポーツ教育学特論		2	
		スポーツ運動学特論		2			スポーツ運動学特論		2	
		地域スポーツ特論		2						
		スポーツ心理学特論	2				必修科目4単 位および選択 科目から20単 位選択して履 修	スポーツデータサイエンス特論	2	
		スポーツデータサイエンス特論	2					スポーツバイオメカニクス特論	2	
		スポーツバイオメカニクス特論	2					アダブテッドスポーツ学特論	2	
		アダブテッドスポーツ学特論	2					身体活動情報分析学特論	2	
		身体活動情報分析学特論	2					運動生理学特論	2	
		運動生理学特論	2					コーチング学特論Ⅰ(個人種目)	2	
		コーチング学特論Ⅰ(個人種目)	2					コーチング学特論Ⅱ(集団種目)	2	
		コーチング学特論Ⅱ(集団種目)	2					コーチング学特論Ⅲ(走・跳・投)	2	
		コーチング学特論Ⅲ(走・跳・投)	2					トレーニング学特論	2	
トレーニング学特論	2									
中学校教諭専修免許を希望する場合は中学校教諭一種免許 (保健体育) が必要。				中学校教諭専修免許を希望する場合は中学校教諭一種免許 (保健体育) が必要。						
高等学校教諭専修免許を希望する場合は高等学校教諭一種免許 (保健体育) が必要。				高等学校教諭専修免許を希望する場合は高等学校教諭一種免許 (保健体育) が必要。						

(是正事項) スポーツ科学研究科 スポーツ科学専攻 (M)

1. (2) 同書類 p 5 の「(2) スポーツ科学研究科設置の必要性」において、「スポーツについてより深い知識と技能を持って次世代を担う生徒に教育することのできる中学校や高等学校の保健体育科教員が求められているのであり、その点からも、中学校及び高等学校専修免許を取得できる本研究科を設置する意義は大きい」と説明している。一方で、保健体育科教員を養成するにも関わらず、体育あるいはスポーツに関わる心理学に関する授業科目がないように見受けられることから、研究科を設置する必要性と教育課程の整合性について判然としない。このため、ディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーに対応した授業科目の配置になっているか判断できないため、必要な授業科目が設けられていることを説明するか、必要に応じて適切に改めること。

(対応)

当初は、「(2) スポーツ科学研究科設置の必要性」においては、「中学校及び高等学校専修免許を取得できる本研究科の意義は大きい」と説明していた。

そこで、審査意見 1. (2) を踏まえ検討した結果、体育・スポーツ心理学を専門領域として豊富な研究・教育業績を有し、既に大学院修士課程教育学研究科においてマル合教員として指導経験を有する人材を兼任教員(非常勤教員)として配置し、新たに保健体育科教員の養成に必要な科目として「スポーツ心理学特論」の授業科目を設ける。これに応じて、ディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーの必要箇所及び時間割を修正する。

(新旧対照表) 設置の趣旨等を記載した書類 (本文) (9 ページ)

新	旧
前略	前略
CP3 スポーツ文化、地域スポーツ、スポーツ心理、スポーツ教育やスポーツ倫理などのスポーツ科学の文化・教育的側面を学ぶことで、高度専門的職業人としての高い倫理観、責任感およびリーダーシップを修得する。	CP3 スポーツ文化、スポーツ教育やスポーツ倫理などのスポーツ科学の文化・教育的側面を学ぶことで、高度専門的職業人としての高い倫理観、責任感およびリーダーシップを修得する。

(新旧対照表) 設置の趣旨等を記載した書類 (本文) (12ページ)

新	旧
<p>前略</p> <p>上記のこれらの内容は、本研究科の教育課程で示されている授業科目に近いものである。本研究科では、スポーツ文化・教育領域として、「スポーツ文化特論」「スポーツ史特論」「スポーツ倫理学特論」「スポーツ教育学特論」「スポーツ運動学特論」「地域スポーツ特論」「スポーツ心理学特論」の7科目が設定される。</p>	<p>前略</p> <p>上記のこれらの内容は、本研究科の教育課程で示されている授業科目に近いものである。本研究科では、スポーツ文化・教育領域として、「スポーツ文化特論」「スポーツ史特論」「スポーツ倫理学特論」「スポーツ教育学特論」「スポーツ運動学特論」の5科目が設定される。</p> <p>後略</p>

(新旧対照表) 設置の趣旨等を記載した書類 (本文) (13ページ)

新	旧
<p>CP3 スポーツ文化、地域スポーツ、スポーツ心理、スポーツ教育やスポーツ倫理などのスポーツ科学の文化・教育的側面を学ぶことで、高度専門的職業人としての高い倫理観、責任感およびリーダーシップを修得する。</p>	<p>CP3 スポーツ文化、スポーツ教育やスポーツ倫理などのスポーツ科学の文化・教育的側面を学ぶことで、高度専門的職業人としての高い倫理観、責任感およびリーダーシップを修得する。</p>

(新旧対照表) 設置の趣旨等を記載した書類 (本文) (15ページ)

新	旧
<p>(4)領域設定科目</p> <p>スポーツの文化、価値について高度な認識を身に付ける「スポーツ文化・教育領域」には、「スポーツ文化特論」「スポーツ史特論」「スポーツ倫理学特論」「スポーツ教育学特論」「スポーツ運動学特論」「地域スポーツ特論」「スポーツ心理学特論」の7科目が設定される(選択必修、各科目2単位で、8単位以上履修)。これらの科目によって、</p>	<p>(4)領域設定科目</p> <p>スポーツの文化、価値について高度な認識を身に付ける「スポーツ文化・教育領域」には、「スポーツ文化特論」「スポーツ史特論」「スポーツ倫理学特論」「スポーツ教育学特論」「スポーツ運動学特論」の5科目が設定される(選択必修、各科目2単位で、6単位以上履修)。これらの科目によって、現代社会におけるスポーツ</p>

<p>現代社会におけるスポーツの伝統文化のもつ意義、社会的 - 人間的価値、倫理的価値観の重要性、人間社会におけるスポーツ教育の不可欠性、現場で効果を発揮する人間学的、現象学的立場に立つスポーツ運動学の認識についての理解を深め、現代社会において重要な機能であるスポーツの持つ力、魅力、効果に気づき、地域や社会に対してそれを自ら発信し、指導・実践できる力を修得する（CP3）。</p> <p>後略</p>	<p>の伝統文化のもつ意義、社会的 - 人間的価値、倫理的価値観の重要性、人間社会におけるスポーツ教育の不可欠性、現場で効果を発揮する人間学的、現象学的立場に立つスポーツ運動学の認識についての理解を深め、現代社会において重要な機能であるスポーツの持つ力、魅力、効果に気づき、社会に対してそれを自ら発信し、指導・実践できる力を修得する（CP3）。</p> <p>後略</p>
---	--

(新旧対照表) 設置の趣旨等を記載した書類 (本文) (20ページ)

新						旧						
カリキュラムは次の表の通りとする。						カリキュラムは次の表の通りとする。						
領域名及び科目名	担 当		単位	年次	履修	領域名及び科目名	担 当		単位	年次	履修	
スポーツ科学研究コア						スポーツ科学研究コア						
スポーツ科学特論	真田・友添・浅井・佐野・西嶋・吉岡	必	2	1	4 単位	スポーツ科学特論	真田・友添・浅井・佐野・西嶋・吉岡	必	2	1	4 単位	
スポーツ科学研究方法論	真田・友添・浅井・佐野・西嶋・吉岡	必	2	1		スポーツ科学研究方法論	真田・友添・浅井・佐野・西嶋・吉岡	必	2	1		
スポーツ文化・教育領域						スポーツ文化・教育領域						
スポーツ文化特論	真田	選必	2	1・2	8 単位 以上	スポーツ文化特論	真田	選必	2	1・2	6 単位 以上	
スポーツ史特論	真田	選必	2	1・2		スポーツ史特論	真田	選必	2	1・2		
スポーツ倫理学特論	友添	選必	2	1・2		スポーツ倫理学特論	友添	選必	2	1・2		
スポーツ教育学特論	友添	選必	2	1・2		スポーツ教育学特論	友添	選必	2	1・2		
スポーツ運動学特論	佐野	選必	2	1・2		スポーツ運動学特論	佐野	選必	2	1・2		
地域スポーツ特論	柴山	選必	2	1・2								
スポーツ心理学特論	上野	選必	2	1・2								
スポーツ科学・実践応用領域						スポーツ科学・実践応用領域						
スポーツデータサイエンス特論	西嶋	選必	2	1・2	1 2 単位 以上	スポーツデータサイエンス特論	西嶋	選必	2	1・2	1 4 単位 以上	
スポーツバイオメカニクス特論	浅井・明石	選必	2	1・2		スポーツバイオメカニクス特論	浅井・明石	選必	2	1・2		
アダプテッドスポーツ学特論	宮本	選必	2	1・2		アダプテッドスポーツ学特論	宮本	選必	2	1・2		
身体活動情報分析学特論	西嶋	選必	2	1・2		身体活動情報分析学特論	西嶋	選必	2	1・2		
運動生理学特論	吉岡	選必	2	1・2		運動生理学特論	吉岡	選必	2	1・2		
コーチング学特論Ⅰ(個人種目)	佐野	選必	2	1・2		コーチング学特論Ⅰ(個人種目)	佐野	選必	2	1・2		
コーチング学特論Ⅱ(集団種目)	浅井	選必	2	1・2		コーチング学特論Ⅱ(集団種目)	浅井	選必	2	1・2		
コーチング学特論Ⅲ(走・跳・投)	品田・梶谷	選必	2	1・2		コーチング学特論Ⅲ(走・跳・投)	品田・梶谷	選必	2	1・2		
トレーニング学特論	吉岡	選必	2	1・2		トレーニング学特論	吉岡	選必	2	1・2		
スポーツ科学研究演習						スポーツ科学研究演習						
スポーツ科学研究演習Ⅰ	研究指導担当教員	必	2	1	6 単位	スポーツ科学研究演習Ⅰ	研究指導担当教員	必	2	1	6 単位	
スポーツ科学研究演習Ⅱ	研究指導担当教員	必	2	1		スポーツ科学研究演習Ⅱ	研究指導担当教員	必	2	1		
スポーツ科学研究演習Ⅲ	研究指導担当教員	必	2	2		スポーツ科学研究演習Ⅲ	研究指導担当教員	必	2	2		
修士論文	研究指導担当教員	選必				修士論文	研究指導担当教員	選必				
特定課題研究	研究指導担当教員				特定課題研究	研究指導担当教員						
スポーツ科学研究コア領域4単位、スポーツ科学研究演習6単位は必修。 スポーツ文化・教育領域から8単位以上、スポーツ科学・実践応用領域から12単位以上を選択する。 30単位以上の単位を修得し、修士論文または特定課題研究を提出して最終試験に合格することが修了要件。						スポーツ科学研究コア領域から4単位、スポーツ文化・教育領域から6単位以上、スポーツ科学・実践応用領域から14単位以上、スポーツ科学研究演習領域から6単位を必修とする。 修士論文または特定課題研究は修了要件であるが、単位は付与しない。 なお、入学前に他大学院において学修及び修得した単位を10単位まで本大学院で修得した単位として認定することができる(「⑩入学選抜の概要」を参照)。						

(新旧対照表) 設置の趣旨等を記載した書類 (本文) (26ページ)

新				旧			
中学校・高等学校教諭専修免許状 (保健体育) 対象授業科目				中学校・高等学校教諭専修免許状 (保健体育) 対象授業科目			
免許法施行規則に定める科目区分等		左記に対応する本学で定められた開設授業科目		免許法施行規則に定める科目区分等		左記に対応する本学で定められた開設授業科目	
科目	授業科目名	単位数	備考	科目	授業科目名	単位数	備考
		必修				選択	
教科及び教科の指導法に関する科目	教科に関する専門的事項	スポーツ科学特論	2	教科に関する専門的事項	スポーツ科学特論	2	必修科目4単位および選択科目から20単位選択して履修
		スポーツ科学研究方法論	2		スポーツ科学研究方法論	2	
		スポーツ文化特論	2		スポーツ文化特論	2	
		スポーツ史特論	2		スポーツ史特論	2	
		スポーツ倫理学特論	2		スポーツ倫理学特論	2	
		スポーツ教育学特論	2		スポーツ教育学特論	2	
		スポーツ運動学特論	2		スポーツ運動学特論	2	
		地域スポーツ特論	2				
		スポーツ心理学特論	2		スポーツデータサイエンス特論	2	
		スポーツデータサイエンス特論	2		スポーツバイオメカニクス特論	2	
		スポーツバイオメカニクス特論	2		アダプテッドスポーツ学特論	2	
		アダプテッドスポーツ学特論	2		身体活動情報分析学特論	2	
		身体活動情報分析学特論	2		運動生理学特論	2	
		運動生理学特論	2		コーチング学特論Ⅰ(個人種目)	2	
		コーチング学特論Ⅰ(個人種目)	2		コーチング学特論Ⅱ(集団種目)	2	
		コーチング学特論Ⅱ(集団種目)	2		コーチング学特論Ⅲ(走・跳・投)	2	
		コーチング学特論Ⅲ(走・跳・投)	2		トレーニング学特論	2	
		トレーニング学特論	2				
中学校教諭専修免許を希望する場合は中学校教諭一種免許 (保健体育) が必要。				中学校教諭専修免許を希望する場合は中学校教諭一種免許 (保健体育) が必要。			
高等学校教諭専修免許を希望する場合は高等学校教諭一種免許 (保健体育) が必要。				高等学校教諭専修免許を希望する場合は高等学校教諭一種免許 (保健体育) が必要。			

(改善事項) スポーツ科学研究科 スポーツ科学専攻 (M)

2. 「設置の趣旨等を記載した書類 (本文)」 p 11の「③研究科、専攻等の名称及び学位の名称」について、「修士(スポーツ科学)」の英訳が「Master of Science (Sport Science)」とあるが、例えば「Master of Sport Science」などが一般的であると考えられることから、適切な学位の英語表記となるように改めることが望ましい。

(対応)

審査意見2を踏まえ、学位名称の英訳を見直したところ、「Master of Science (Sport Science)」は誤記であった。そこで、本文に「Master of Sport Science」と修正して表記する。

(新旧対照表) 設置の趣旨等を記載した書類 (本文) (11ページ)

新	旧
学位名：修士 (スポーツ科学) 同英訳：Master of Sport Science	学位名：修士 (スポーツ科学) 同英訳：Master of Science (Sport Science)

(是正事項) スポーツ科学研究科 スポーツ科学専攻 (M)

3. 「基本計画書」 p 5 の「卒業・修了要件及び履修方法」では、「合計30単位が修了要件」とあるが、「設置の趣旨等を記載した書類 (本文)」 p 8 の「学位授与方針 (ディプロマ・ポリシー)」では「30単位以上の単位を修得し、修士論文または特定課題研究を提出して最終試験に合格」とあり、同書類 p 19 の「3. 修了要件」では「30単位以上の修得」及び「修士論文または特定課題研究の作成及び最終試験 (口頭試問) への合格」とあることから、書類間の整合性を図るように修正すること。

(対応)

審査意見 3 を踏まえ、基本計画書及び設置の趣旨等を記載した書類 (本文) の各書類間の記載内容を見直した結果、修了要件は、「30単位以上の単位を修得し、修士論文または特定課題研究を提出して最終試験に合格」の表記で統一し、書類間の整合性を図った。

(新旧対照表) 基本計画書 (5 ページ)

新	旧
30 単位以上の単位を修得し、修士論文または特定課題研究を提出して最終試験に合格が修了要件。	合計30単位が修了要件。 なお、修士論文と特定課題研究は選択必修で修了要件であるが単位は付与しない。

(新旧対照表) 設置の趣旨等を記載した書類 (本文) (20 ページ)

新	旧
2) 30 単位以上の修得	2) 30 単位以上の修得
3) 修士論文または特定課題研究を提出して最終試験に合格	3) 修士論文または特定課題研究の作成及び最終試験 (口頭試問) への合格

(是正事項) スポーツ科学研究科 スポーツ科学専攻 (M)

4. 「設置の趣旨等を記載した書類(資料)」p12の「【資料6】環太平洋大学学位規程(案)」において、学士と修士の学位に関する規定が混在しているため、例えば学士と修士を別建てで規定するなど、適切な規定となるように修正すること。また、同規程(案)の第4条及び第5条の規定について、例えば第5条第2項に「前条第2項の規定により」とあるが、第4条に第2項はないなどの誤記があることから、適切に修正すること。

(対応)

審査意見4を踏まえ、「設置の趣旨等を記載した書類(資料)」p12の「【資料6】環太平洋大学学位規程(案)」を見直した結果、学士と修士の条文を別建てで規定し、各条文との関係性を整理して整合性を図った。

(新旧対照表) 設置の趣旨等を記載した書類(資料) (12~14ページ)

新	旧
<p>【資料6】環太平洋大学学位規程(案) 前略</p> <p>(学位の授与)</p> <p>第2条 本学において授与する学位は、学士及び修士とする。</p> <p>(学士の学位授与の要件)</p> <p>第3条 学士の学位は、本大学学則の定めるところにより所定の要件を満たし、課程修了を認定された者に授与する。</p> <p>(修士の学位授与の要件)</p> <p>第4条 修士の学位は、本学大学院学則の定めるところにより修士課程所定の要件を満たし、課程修了を認定された者に授与する。</p>	<p>【資料6】環太平洋大学学位規程(案) 前略</p> <p>(学位)</p> <p>第2条 本学において授与する学位は、次のとおりとする。 学士・修士</p> <p>(学位授与の要件)</p> <p>第3条 学士の学位は、本大学学則の定めるところにより所定の要件を満たし、課程修了を認定された者に授与する。</p> <p>第4条 修士の学位は、本学大学院学則の定めるところにより修士課程所定の要件を満たし、課程修了を認定された者に授与する。</p>

与する。	
後略	後略

(改善事項) スポーツ科学研究科 スポーツ科学専攻 (M)

5. 「設置の趣旨等を記載した書類(資料)」p12の「【資料6】環太平洋大学学位規程(案)」において、修士の学位論文については学位論文審査及び最終試験の方法に関する規定はあるものの、特定研究課題に関する規定は見受けられないことから、特定研究課題の場合の学位授与に関する規定が明確になるように、適切に改めることが望ましい。

(対応)

審査意見5を踏まえ、「設置の趣旨等を記載した書類(資料)」p12の「【資料6】環太平洋大学学位規程(案)」を見直した結果、特別課題研究に関する条文を規定し、各条文との関係性を整理して整合性を図った。

(新旧対照表) 設置の趣旨等を記載した書類(資料) (12~14ページ)

新	旧
<p>【資料6】環太平洋大学学位規程(案) 前略</p> <p>(修士の学位の申請)</p> <p>第5条 修士の学位を申請する者は、学位申請書に学位論文、論文要旨、履歴書及び別に定める学位論文審査料を添え、学長に提出しなければならない。</p> <p>2 特定課題研究を選択した者は、前項に定める学位論文、論文要旨を特定課題研究報告書に読み替えるものとする。</p> <p>中略</p>	<p>【資料6】環太平洋大学学位規程(案) 前略</p> <p>(学位論文の提出)</p> <p>第5条 第4条及び前条第1項による者の学位論文は、学長に提出するものとする。</p> <p>2 前条第2項の規定により、学位の授与を申請する者は、学位申請書に学位論文、論文要旨、履歴書及び別に定める学位論文審査料を添え、学長に提出しなければならない。</p> <p>(追加)</p> <p>中略</p>

<p>(審査員)</p> <p>第7条 研究科委員会は、第5条の規定により、学位論文が審査に付されたときは、当該研究科の教員のうちから、3人以上の審査員を選任し、学位論文の審査及び試験を委託しなければならない。</p> <p>後略</p>	<p>(審査員)</p> <p>第7条 研究科委員会は、第6条第2項の規定により、学位論文が審査に付されたときは、当該研究科の教員のうちから、3人以上の審査員を選任し、学位論文の審査及び試験を委託しなければならない。</p> <p>後略</p>
---	--

(改善事項) スポーツ科学研究科 スポーツ科学専攻 (M)

6. 「設置の趣旨等を記載した書類 (本文)」 p17の「⑤教育方法、履修指導、研究指導の方法及び修了要件」及び「設置の趣旨等を記載した書類 (資料)」 p6の「【資料3】修士課程研究指導スケジュール」について、学生の研究テーマの設定方法、特定研究課題のグループの設定方法が不明確なので、研究指導の体制及び方法が明確になるように、具体的に説明すること。

(対応)

当初は、「設置の趣旨等を記載した書類 (本文)」 p17の「⑤教育方法、履修指導、研究指導の方法及び修了要件」及び「設置の趣旨等を記載した書類 (資料)」 p6の「【資料3】修士課程研究指導スケジュール」において、「特定課題研究」についての記載はなかったが、修了要件としての選択肢の一つとしていた。

そこで、審査意見6を踏まえ検討した結果、特定課題研究についても、学生の研究テーマの設定方法や時期等を、「2. 履修指導ならびに研究指導の方法」に明記し、「【資料3】修士課程研究指導スケジュール」にも反映させた。

(新旧対照表) 設置の趣旨等を記載した書類 (本文) (18~19ページ)

新	旧
2. 履修指導ならびに研究指導の方法 1) ガイダンスの参加：入学直後に行われるガイダンスに参加して、履修計画、研究計画及び研究の進め方について理解する。 2) 研究指導教員等との面談：修士学位取得までの学修に関して、研究指導教員との面談、指導を受ける。随時参加する副研究指導教員の指導を受ける。 3) 履修指導：選択が必要な科目における履修登録に際して、多様な研究方法を学び、複眼的な視点を得られるように研究指導教員の指導を受ける。関連分野や基礎研究に必要であると研究指導教員から	2. 履修指導ならびに研究指導の方法 1) ガイダンスの参加：履修計画、研究計画について、入学直後に行われるガイダンスに参加する。 2) 研究指導教員等との面談：修士学位取得までの学修に関して、研究指導教員との面談、指導を受ける。随時参加する副研究指導教員の指導を受ける。 3) 履修指導：選択が必要な科目における履修登録に際して、多様な研究方法を学び、複眼的な視点を得られるように研究指導教員の指導を受ける。関連分野や基礎研究に必要であると指導受けた学部の講義等につ

<p>指導を受けた学部の講義等については、基礎的素養の涵養のために受講することができる。</p> <p>4) 研究指導：研究の推進に向けて文書等の作成能力を養うために、報告書やスライドの作成、発表を行う。その過程及び成果または発表に関して指導を受ける。論理的思考能力や批判的思考力、展開力を磨くための指導を受ける。</p> <p>5) 研究指導：文化・教育領域科目及び実践・応用領域科目の履修によって、社会性、協調性、専門知の活用・応用の基礎を身に付ける。</p> <p>6) 研究指導：講義においては複眼的視点を養うために、創造性、独創性を涵養することの意識を持つ。</p> <p>7) 研究指導：修士論文または特定課題研究の何れを選ぶかについて、およびテーマの設定については、研究指導教員及び副研究指導教員と相談して決める。また、キャリアパスを想定した課題テーマや研究上の問題意識の観点から、特定課題研究で共同研究を希望する者はそれぞれの研究指導教員及び副研究指導教員の指導と了解を得て、1年次7月に行われるオリエンテーション終了時に事務室に届け出る。特定課題研究の共同研究では、相互の研究指導教員の連携により、これ以降研究指導が行われる。なお、研究課題に対する問題意識の共有が重要との観点から、共同研究を行う場合は2名を限度とする。</p>	<p>いては、基礎的素養の涵養のために受講することができる。</p> <p>4) 研究指導：研究の推進に向けて文書等の作成能力を養うために、報告書やスライドの作成、発表を行う。その過程及び成果または発表に関して指導を受ける。論理的思考能力や批判的思考力、展開力を磨くための指導を受ける。</p> <p>5) 研究指導：文化・教育領域科目及び実践・応用領域科目の履修によって、社会性、協調性、専門知の活用・応用の基礎を身に付ける。</p> <p>6) 研究指導：講義においては複眼的視点を養うために、創造性、独創性を涵養することの意識を持つ。</p> <p>7) 研究指導：修士論文または特定課題研究において、研究指導と論文等の成果作成の過程により、主体性、多様性、協働性、課題発見能力が育成されるよう指導を受ける。</p>
---	---

<p>修士論文または特定課題研究の研究指導による成果作成の過程により、主体性、多様性、協働性、課題発見能力が育成されるよう指導を受ける。</p>	
<p>8) 研究指導：修士論文の作成の過程では、</p>	(追加)
<p>9) 研究指導：特定課題研究においては、自らの実務（職務）経験等を活かし、専攻領域に関わる特定の課題を設定し解決できるように指導を受ける。具体的には調査の仕方、特定課題研究に応じた文献評価、実際のフィールドワークの行い方、データ収集やその分析方法を身に付け、研究成果をまとめられるようになる。</p>	(追加)
<p>10) 研究指導：研究指導教員との1年次の個別ミーティングでは、修士論文または特定課題研究の仮説などを確定する。また、2年次に行われる研究指導教員との個別ミーティングでは、研究の進捗状況の確認と中間報告会に向けての必要事項について指導を受ける。</p>	(追加)
<p>11) 修士論文・特定課題研究中間報告会では主査および副査から、論文の改善点などのコメントを受け取り、論文の修正を行っていく。</p>	(追加)
<p>12) 研究指導：研究におけるコンプライアンス、研究倫理に関する知識と自覚を持つ。文部科学省の「研究機関における公的</p>	<p>8) 研究指導：研究におけるコンプライアンス、研究倫理に関する知識と自覚を持つ。文部科学省の「研究機関における公的研究</p>

研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」等を活用する。	費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」等を活用する。
--------------------------------	------------------------------

(新旧対照表) 設置の趣旨等を記載した書類(本文) (22~23ページ)

新	旧
<p>⑥特定の課題についての研究成果の審査を行う場合</p> <p>特定課題研究は一般に言われている修士論文にあたるもので、学習成果の集大成の場として位置付けられる。将来のキャリアパスを想定した課題テーマを選択し、個人ないしグループで研究指導教員の指導の下に主体的に研究を進める。</p> <p>特定課題研究をもって学位取得を希望する場合、教育研究水準を確保するために、以下の配慮を行うこととする。</p> <p>1) 特定課題研究で修了を希望する場合、入学時に研究指導教員及び2人以上の副研究指導教員で協議をし、あらかじめ履修登録を行う。報告書または発表により成果を提示し、修士の学位に相当するかの評価を受ける。</p> <p>2) 特定課題研究を提出して面接審査(共同研究の場合は2名合同で)及び試験(共同研究の場合は個別に)を受ける。</p> <p>特定の課題の内容については、出願の際に提出する出願書類等(「志願理由書」「研究計画書」等)をもとに、その課題が修士課程の目的に応じ適当であることを事前に研究指導教員等と協議し了解を得ることとする。なお、共同研究を希望する者は、それぞれの研究指導教員及び</p>	<p>⑥特定の課題についての研究成果の審査を行う場合</p> <p>特定課題研究は一般に言われている修士論文にあたるもので、学習成果の集大成の場として位置付けられる。将来のキャリアパスを想定した課題テーマを選択し、個人ないしグループで指導教員の指導の下に主体的に研究を進める。</p> <p>特定課題研究をもって学位取得を希望する場合、教育研究水準を確保するために、以下の配慮を行うこととする。</p> <p>1) 「課題研究報告書」で修了を希望する場合、入学時に指導教員及び2人以上の副査で協議をし、あらかじめ履修登録を行う。報告書または発表により成果を提示し、修士の学位に相当するかの評価を受ける。</p> <p>2) 「課題研究報告書」を提出して面接審査及び試験を受ける。特定の課題の内容については、出願の際に提出する出願書類等(「志願理由書」「研究計画書」等)をもとに、その課題が修士課程の目的に応じ適当であることを事前に指導教員等と協議し了解を得ることとする。</p>

<p>副研究指導教員の指導と了解を得て、1年次7月に実施されるオリエンテーション終了後に共同研究の課題内容（テーマ及び概要）を届け出る。</p> <p>3) 特定課題研究の審査については、必ずしもアカデミックな論点を問わず、調査能力、事例研究、プランニング等の観点があげられる。研究方法としては事実調査、データ資料等の実証性の高いもの、または、研究成果の完成度が高いと思われるものでなければならない。</p> <p>なお、特定課題研究の研究成果の審査により修士の学位を授与する場合には、学位論文審査基準に則り審査を行う。修士論文と同等の教育研究水準を確保するために、研究指導教員及び複数の副研究指導教員の指導担当教員による継続的な指導を受けることによって、資料の収集や分析、報告、議論を行うとともに、修士論文の審査に代る成果発表と面接試験による評価及び試験とあわせて修士の学位を授与することとする。</p>	<p>3) 課題研究の審査については、必ずしもアカデミックな論点を問わず、調査能力、事例研究、プランニング等の観点があげられる。研究方法としては事実調査、データ資料等の実証性の高いもの、または、研究成果の完成度が高いと思われるものでなければならない。</p> <p>なお、特定課題研究の研究成果の審査により修士の学位を授与する場合には、学位論文審査基準に則り審査を行う。修士論文と同等の教育研究水準を確保するために、研究指導教員及び複数の副査の指導担当教員による継続的な指導を受けることによって、資料の収集や分析、報告、議論を行うとともに、修士論文の審査に代る成果発表と面接試験による評価及び試験とあわせて修士の学位を授与することとする。</p>
---	---

(改善事項) スポーツ科学研究科 スポーツ科学専攻 (M)

7. 「設置の趣旨等を記載した書類 (本文)」 p26の「2. 出願資格」について、「6) 本大学院において、個別の入学資格審査により」とあるが、この審査を想定している者及び審査方法が明確になるように、具体的に説明すること。

(対応)

当初は、「設置の趣旨等を記載した書類 (本文)」 p26の「2. 出願資格」について「6) 本大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、22歳に達した者」という文言のみの記載であった。

そこで、審査意見7を踏まえ検討した結果、当初より本研究科において想定している者として、例えば、「理学療法士」「柔道整復師」「スポーツトレーナー」等を養成する専修学校の専門課程を修了し、既に資格を取得している者を記載し、具体的な審査方法を明記することとした。

(新旧対照表) 設置の趣旨等を記載した書類 (本文) (27～28ページ)

新	旧
6) 本大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、22歳に達した者 なお、個別の入学資格審査は、例えば、「理学療法士」「柔道整復師」「スポーツトレーナー」等を養成する専修学校の専門課程を修了し、既に資格を取得していることを確認することによって行われる。その際には、免許証や登録済証明書、勤務経歴書などの提出を求めて、確認する方法を取る。	6) 本大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、22歳に達した者

(是正事項) スポーツ科学研究科 スポーツ科学専攻 (M)

8. 「基本計画書」 p 1 の「専任教員」、「教員の氏名等」並びに「設置の趣旨等を記載した書類(本文)」 p 16 の「(5) 演習科目」及び p 28 の「1. 教員配置と研究指導体制」において、スポーツ科学研究科スポーツ科学専攻の研究指導教員を6人配置する計画となっているが、大学院設置基準第9条に定める研究指導教員数(4人)及び研究指導補助教員数(4人)を満たしていないため、適切に配置するとともに、関連する申請書類を修正すること。

(対応)

当初は、研究指導教員6人の配置計画となっていたが、大学院設置基準第9条に定める研究指導教員数(4人)及び研究指導補助教員数(4人)の計8人を満たしていなかった。

そこで、審査意見8を踏まえ、5人の教員に研究指導科目である「スポーツ科学研究演習Ⅰ」「スポーツ科学研究演習Ⅱ」「スポーツ科学研究演習Ⅲ」を担当させることとし、計11人の教員配置計画とする。あわせて、申請書類も修正する。

(新旧対照表) 基本計画書 (1 ページ)

新									旧										
研究科等の名称	専任教員					助手	専任教員以外の教員 (助手を除く)	人	人	研究科等の名称	専任教員					助手	専任教員以外の教員 (助手を除く)	人	人
	教授	准教授	講師	助教	計						教授	准教授	講師	助教	計				
新設	スポーツ科学研究科 スポーツ科学専攻 (修士課程)	6 (6)	1 (1)	4 (4)	0 (0)	11 (11)	0 (0)	1 (1)	0 (0)	1 (1)	0 (0)	4 (4)	0 (0)	10 (10)	0 (0)	0 (0)			
	計	6人 (6)	1人 (1)	4人 (4)	0人 (0)	11人 (11)	0人 (0)	1人 (1)	0人 (0)	0人 (0)	4人 (4)	0人 (0)	10人 (10)	0人 (0)	0人 (0)				
既設分	該当なし	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)				
	計	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)				
計	6人 (6)	1人 (1)	4人 (4)	0人 (0)	11人 (11)	0人 (0)	1人 (1)	0人 (0)	0人 (0)	4人 (4)	0人 (0)	10人 (10)	0人 (0)	0人 (0)					

(新旧対照表) 設置の趣旨等を記載した書類 (本文) (29～30ページ)

新	旧
<p>1. 教員配置と研究指導体制 前略</p> <p>また、本研究科は本学学部から進学する者のみならず、多様な経験を積んだ社会人が入学する可能性があり、研究指導の厚みが求められるが、5名の専任教員は長い期間に及ぶ優れた研究教育経験により多様な学生の学びへの需要に応えることができる。担当教員11名のうち教授は6名おり、他の1名は准教授、4名は講師であるが、10名が博士の学位取得者である。</p>	<p>1. 教員配置と研究指導体制 前略</p> <p>また、本研究科は本学学部から進学する者のみならず、多様な経験を積んだ社会人が入学する可能性があり、研究指導の厚みが求められるが、5名の専任教員は長い期間に及ぶ優れた研究教育経験により多様な学生の学びへの需要に応えることができる。担当教員10名のうち教授は6名おり、他の4名は講師であるが、9名が博士の学位取得者である。</p>

(新旧対照表) 設置の趣旨等を記載した書類 (本文) (30～31ページ)

新	旧
<p>3. 教員の年齢構成</p> <p>環太平洋大学の就業規則に定める定年は満65歳である。定年規程において、国公立学校等を定年退職した後に採用した者は新学部等の完成年度まで適用外と定められている。この規程による65歳以上の専任教員は開設時に5名となり45%である。</p> <p>後略</p>	<p>3. 教員の年齢構成</p> <p>環太平洋大学の就業規則に定める定年は満65歳である。定年規程において、国公立学校等を定年退職した後に採用した者は新学部等の完成年度まで適用外と定められている。この規程による65歳以上の専任教員は開設時に5名となり50%である。</p> <p>後略</p>

(新旧対照表) 教員就任承諾書

新	旧
教員調書番号①～④ (旧 7～10) 及び⑤の 教員について、演習科目の担当を追加する。 スポーツ科学研究演習 I スポーツ科学研究演習 II スポーツ科学研究演習 III	(追加)

(是正事項) スポーツ科学研究科 スポーツ科学専攻 (M)

9. 「教員個人調書」の「教員就任承諾書」について、「修士論文」及び「特定課題研究」の授業科目が記載されている教員が複数名見受けられるが、「基本計画書」p5の「教育課程等の概要」、同書類p13の「授業科目の概要」及び「教員の氏名等」には、これらの授業科目の記載がなく、書類間で不整合があるため、適切に修正すること。

(対応)

当初は教員調書番号1～6の教員について、修士論文及び特定課題研究の指導も担当することから「教員就任承諾書」に記載したが、審査意見9の指摘を踏まえ、これらは授業科目ではないため「教員就任承諾書」から削除し、整合性を図った。

(新旧対照表) 教員就任承諾書

新	旧
(削除)	教員調書番号1～6の教員について、「教員就任承諾書」に「・修士論文」「・特定課題研究」を記載

(是正事項) スポーツ科学研究科 スポーツ科学専攻 (M)

10. 専任教員の年齢構成が著しく高齢に偏っていることから、教育研究の継続性の観点から、若手教員の採用計画など教育研究実施組織の将来構想を明確にするとともに、教員配置の適正化を図ること。

(対応)

審査意見10を受けて、以下の対応・修正を実施する。

教育研究の継続性の観点から、高齢教員を完成年度後、数年間配置する案とし、その間に順次中堅・若手教員に切り替えていく人事計画を策定し、教員配置の適正化を図る。

具体的には、教員の年齢構成と将来構想について、以下の通りとする。

研究科開設時における大学院専任教員の年齢は65歳以上が5名、40歳代が2名、30歳代が4名となっている。

大学院のAC期間は2年間であるが、開設後も安定した教員組織基盤において学生を学ばせるため、開設時の満年齢が65歳以上の者については、「環太平洋大学 定年規程案」【資料10】に基づいて対応することとする。

しかし、順次、定年を迎えて昇任・採用が必要になることから、教員の年齢の適正化のため、以下のように方針並びに計画を定める。

- ① 定年退職する大学院専任教員の補充に当たり、設置計画と同じ教員数を確保していく。
- ② 開設時に高齢化率45%、平均年齢52.5歳であるが、3年が経過し4年目には平均年齢51.8歳となり、補充後も平均年齢が55歳以下になるようにする。
- ③ 補充する教員の科目については、教育課程に必要な分野・領域を確保する。
- ④ 完成年度後に高齢教員が順次退職しても、研究指導の水準を維持するために、大学院設置基準第9条第1号に基づき、スポーツ科学研究科担当教員資格審査における教育研究業績判定基準等の申合せを作成する。
- ⑤ 補充にあたっては、学位を持たない准教授及び講師に対し、積極的な研究支援等を行い学位取得の一層の推進を図るとともに、教授技術の向上と研究力の醸成をサポートし、教授の定年退職を機に大学院専任教員として昇任・採用する。

補充計画

年度	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目
	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031
高齢化率 (%)	45.5	45.5	45.5	27.3	9.1	9.1	9.1
平均年齢 (歳) ※年度末時点の年齢	53.5	54.5	55.5	52.7	50.4	51.4	52.4
退職者数	0	0	3	2	0	0	0
補充者数	0	0	3	2	1	1	1
研究指導教員数	6	6	6	6	6	6	6
研究指導補助または授業担当教員数	5	5	5	5	6	7	8
総専任教員数	11	11	11	11	12	13	14

具体的な補充計画

- ① 3年目末に高齢教員3人（スポーツ人類学、スポーツ教育学、スポーツバイオメカニクス）が退職し、スポーツ人類学とスポーツバイオメカニクスの研究指導補助教員を研究指導教員に昇任させる。
または、スポーツ教育学の研究指導教員とともに研究指導教員を新たに公募して採用する。
スポーツ教育学、スポーツデータサイエンス学について、研究指導補助教員または授業担当教員を学部基幹教員から補充する。
- ② 4年目末に高齢教員2人（スポーツ運動学、スポーツデータサイエンス学）が退職し、公募により研究指導教員を採用する。
- ③ 研究指導教員の採用は50歳から60歳代を対象とする。
- ④ 5年目以降も研究指導補助教員または授業担当教員を学部基幹教員から補充する。

(改善事項) スポーツ科学研究科 スポーツ科学専攻 (M)

11. 「設置の趣旨等を記載した書類 (本文)」 p28の「4. 社会人への配慮」について、本専攻では社会人の受け入れを想定しているが、例えば長期履修制度や大学院設置基準第14条による教育方法の実施は行わないように見受けられるため、社会人に対する教育研究を行う上での配慮が明確になるように、具体的に説明すること。

(対応)

当初は、「設置の趣旨等を記載した書類 (本文)」 p28の「4. 社会人への配慮」において、社会人の受け入れを想定しているが、具体的な社会人に対する教育研究を行う上での配慮についての記載がなかった。

そこで、審査意見11を踏まえ検討した結果、本大学院学則 (案) 第31条に規定する長期履修制度を記載し、社会人が勤務状況や生活実態を考慮して仕事などとの両立を図りながら修了を目指すことができる旨を明記する。

(新旧対照表) 設置の趣旨等を記載した書類 (本文) (29ページ)

新	旧
<p>4. 社会人への配慮 前略</p> <p>また、オンデマンド授業やオンライン授業を行うとともに、入学前に他大学院において学修及び修得した単位を 10 単位まで本大学院で修得した単位として認定することができる (環太平洋大学大学院学則 (案) 第 27 条)。</p> <p>学生が職業を有している等の事情により、2年の修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し、修了することを希望する旨を申し出たときは、その計画的な履修 (以下「長期履修」という。) を認めることができる (環太平洋大学大学院学則 (案) 第 31 条)。長期履修制度を利用する場合、学費を在籍期間に応じて分割</p>	<p>4. 社会人への配慮 前略</p> <p>また、オンデマンド授業やオンライン授業を行うとともに、入学前に他大学院において学修及び修得した単位を 10 単位まで本大学院で修得した単位として認定することができる (環太平洋大学大学院学則 (案) 第 27 条)。</p> <p>(追加)</p>

<p>納入することを認めることにより、大学院生の年間の学費負担を抑制することができ、就業しながらでも修学できるよう配慮する。</p> <p>また、研究指導日を担当教員と調整するなど、勤務状況や生活実態を考慮して仕事などとの両立を図りながら修了を目指すことができるよう配慮する。</p> <p>なお、「大学院設置基準」第2条の2又は第14条による教育方法の実施は、当面適用しない。</p> <p>【資料9】環太平洋大学大学院学則（案） 第27条及び第31条</p>	<p>なお、「大学院設置基準」第2条の2又は第14条による教育方法の実施は適用しない。</p> <p>【資料9】環太平洋大学大学院学則（案） 第27条</p>
---	---

(改善事項) スポーツ科学研究科 スポーツ科学専攻 (M)

12. 「設置の趣旨等を記載した書類 (本文)」 p 31の「2. サポートする技術職員やURAの配置状況とその役割」について、「大学院開設後は・・・ (中略)・・・研究者の研究活動の活性化や研究開発マネジメントの強化を支える業務に従事する人材の採用を検討する」とあるが、大学院の研究を支える体制が不明確であるので、明確になるように、具体的に説明すること。

(対応)

当初は、大学院の研究支援体制については、本学現行の研究員の配置状況や今後の人材配置予定の記載のみであった。

そこで、審査意見12を踏まえて検討した結果、以下の内容に修正して説明する。

本学には、文理融合の研究促進を担う人文科学・自然科学分野のスポーツ科学センター研究員5名 (内、2名は博士の学位を保有、2名は博士後期課程在学中) を配置している。これら研究員のサポート内容を明記するとともに今後採用する研究員の身分や業務についても記載する。

(新旧対照表) 設置の趣旨等を記載した書類 (本文) (33ページ)

新	旧
<p>2. サポートする技術職員やURAの配置状況とその役割</p> <p>本学には、文理融合の研究促進を担う人文科学・自然科学分野のスポーツ科学センター研究員5名 (内、2名は博士の学位を保有、2名は修士号を有し、研究業務を担っている) を配置している。</p> <p>サポートする技術職員として研究員には、教員及び大学院生が集中して研究パフォーマンスを発揮できるようサポートさせる。例えば、先端研究の資料収集、分析など、側面からの研究補助を行う。また、地域の行政や企業との研究連携を大学院生に還元し、参画できるようにする。</p>	<p>2. サポートする技術職員やURAの配置状況とその役割</p> <p>本学には、文理融合の研究促進を担う人文科学・自然科学分野のスポーツ科学センター研究員5名 (内、2名は博士の学位を保有、2名は博士後期課程在学中) を配置している。</p> <p>教員及び大学院生が集中して研究パフォーマンスを発揮できるようサポートするとともに、地域の行政や企業との研究連携に努める。</p>

<p>大学院開設後は、国立スポーツ科学センター（JISS）や他大学博士後期課程とも連携し、博士課程修了者を期限付き研究員として雇用し、研究資金獲得、研究活動のマネジメント、産学連携、成果の活用促進を行い、研究者の研究活動の活性化や研究開発マネジメントの強化を支える業務に従事する人材を採用する。</p>	<p>大学院開設後は、国立スポーツ科学センター（JISS）とも連携し、研究資金獲得、研究活動のマネジメント、産学連携、成果の活用促進を行い、研究者の研究活動の活性化や研究開発マネジメントの強化を支える業務に従事する人材の採用を検討する。</p>
---	--

(是正事項) スポーツ科学研究科 スポーツ科学専攻 (M)

13. 「学生の確保の見通し等を記載した書類 (本文)」 p 15の「④学生確保に関するアンケート調査」及び「学生の確保の見通し等を記載した書類 (資料)」 p 4の「(資料3) 環太平洋大学大学院「スポーツ科学研究科 (仮称)」設置構想についてのニーズ調査報告書」について、クロス集計の結果24人 (在学性6人、教職員6人、瀬戸内地域在住者12人) が令和7 (2025) 年度に入学意向がある旨の記載があるものの、例えば教職員及び瀬戸内地域在住者については令和7年度の入学を希望している結果を示しているのか判然としないことから、学生確保の見通しについて明確に説明するとともに、適切に修正すること。

(対応)

審査意見13を踏まえ、以下のとおり説明する。

「環太平洋大学に在籍する教職員」を対象にしたアンケート調査について追跡調査を行った。

- ・最終学歴が大学 (学部) 卒業以上
- ・大学院への進学を希望
- ・進学の際選択肢とする大学院の設置者に私立大学を選択
- ・スポーツ科学の学問分野に興味がある
- ・第一志望としてスポーツ科学研究科 (仮称) の受験を希望
- ・合格した際は入学したい

上記項目のクロス集計に該当した6人を対象に追加アンケートを実施し、5人から回答を得た。その結果、本研究科への入学希望時期として5人が「令和7年度 (開設年度)」と回答した。学生確保の見通し等を記載した書類 (資料) のニーズ調査報告書のとおり、「環太平洋大学体育学部 に在籍する2年生及び3年生」を対象にしたアンケート調査結果では大学3年生で上記と同様のクロス集計に該当した回答者は6人であったので、合わせて11人が開設年度の入学を強く希望しているとの結果となった。

「瀬戸内地域在住の19歳から49歳の男女」を対象にしたアンケート調査は追跡調査ができないため、本研究科における社会人学生の入学見込みとその継続的確保について、私立大学の修士課程および体育学分野における社会人学生の割合を基に説明を行う。表2、表3は学校基本調査からまとめたもので、私立大学の修士課程における社会人学生数を示している。

表2より入学者の割合は過去5年間15～17%台と安定して推移しており、表3より体育学分野在籍生の割合もほぼ15～19%の間にあることがわかる。

本研究科においても同程度の割合で社会人学生の入学を見込み、全体の入学者数8名のうち15%にあたる1～2名の社会人学生が毎年入学すると見込んでいる。この見込みに基づき、連携協定組織へのPR、ホームページでの情報周知、パンフレットの配布などの活動を行い、社会人の入学希望者2人程度の継続的な確保が可能と考える。

[表2]私立大学修士課程入学者における社会人の割合

	合計	うち社会人	割合
令和元年度	25,097人	4,400人	17.5%
令和2年度	25,206人	4,283人	17.0%
令和3年度	27,058人	4,162人	15.4%
令和4年度	27,738人	4,278人	15.4%
令和5年度	29,050人	4,530人	15.6%

[表3]私立大学修士課程体育学分野在籍学生における社会人の割合

	合計	うち社会人	割合
令和元年度	601人	104人	17.3%
令和2年度	623人	92人	14.8%
令和3年度	587人	96人	16.4%
令和4年度	662人	126人	19.0%
令和5年度	673人	106人	15.8%

(6月6日WEB相談における指摘) スポーツ科学研究科 スポーツ科学専攻 (M)

基本計画書の計画の区分は「研究科の設置」ではなく「大学院の設置」がふさわしい。

(対応)

既存の大学に新たに研究科を設けるという考えであったが、指摘を踏まえ、基本計画書の計画の区分を「大学院の設置」へ修正する。

(新旧対照表) 基本計画書 (1ページ)

新	旧
計画の区分 大学院の設置	計画の区分 研究科の設置